

(案)

令和元年 月 日

久御山町長
信貴 康孝 様

久御山町水道事業検討委員会
委員長 西垣 泰幸

久御山町水道事業の経営に関することについて（提言）

近年、久御山町水道事業では、人口減少や節水意識の高揚、大口使用者の地下水利用の拡大等に伴う水需要の減少により、給水収益が減少傾向にあります。

その一方で、水道施設の老朽化対策や近年の大災害を教訓とした耐震化対策などの課題に対処していくためには、今後も多大な建設改良費を要することが見込まれます。

このような状況の中、平成28年3月には「“きらめく”まちをいつまでも支え続けるあんしん水道」を基本理念とした「久御山町水道事業ビジョン」（計画期間：平成28年度～令和7年度）を策定し、「強靱で安定した水道」、「いつまでも健全に持続できる水道」、「安全な水をいつも送る水道」の実現を目指し、施設・管路の計画的な更新及び耐震化を実施するとともに、職員定数の適正化や業務の民間委託による経費削減など、健全で効率的な事業運営に努めてこられました。

また、平成31年3月には、更なる経営健全化と経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るため、中長期的な経営の基本計画である「久御山町水道事業経営戦略」（計画期間：令和元年度～令和10年度）を策定されました。

久御山町水道事業検討委員会は、この経営戦略に示された具体的な経営改善策を検討するため、本委員会設置要領第2条第2号の規定に基づき、標記の件について、慎重に検討を重ね、その結果、結論を得たので下記のとおり提言します。

記

1 提言

(1) 水道料金の改定について

ア 料金算定方法

適正な原価に基づき料金算定を行う「総括原価方式」を採用することが望ましいと考えるが、水道施設を維持するために総括原価に算入すべきとされる資産維持費については、算入することにより大幅な料金改定となる恐れがあるため、今回の改定においては算入を見送ることとする。

ただし、今後見込まれる水道施設の更新及び耐震化を計画的に進めるためには、資産維持費を原価に算入し、適正な料金水準を確保する必要があるため、次期料金改定の際には、再度、資産維持費の算入について検討する必要があると考える。

イ 料金算定期間

料金算定期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

ウ 料金改定率

住民生活や町内企業の経済活動への影響を考慮し、料金算定期間中の収支が均衡する必要最低限の料金改定に抑制することとし、平均改定率を24%とする。

エ 料金体系について

現在、久御山町では、水道の使用用途により料金を設定する用途別料金体系を採用しているが、口径が大きいほど水道施設への負担は大きく、その準備にも多くの費用を要するため、公平性の観点からは、準備料金については口径の大きさにより負担することが適当である。

また、全国的にも口径別料金体系への移行が進んでおり、今後の水道事業の広域化等の動向も踏まえると、久御山町においても~~もたがって、~~現在の用途別料金体系から、口径により基本料金に差を付ける口径別料金体系へと移行することが望ましいと考える。

オ 基本水量について

現行料金において基本料金に付与されている基本水量は、公衆衛生の向上、生活環境の改善を図る観点から、水道水の使用を促進することを目的として導入されたものであり、水道普及率がほぼ100%に達した現在では、その目的はすでに達成されたと言える。

また、近年では、高齢者世帯、単身者世帯が増加し、基本水量内の水しか使わない使用者が増加している中、基本水量内では、使用水量に違いがあっても料金が同一となることから、使用水量が少ない使用者には

不利な条件とも言える。

したがって、基本水量は廃止することが望ましいと考える。

カ 基本料金について

水道水の供給に要する経費は、設備投資等に係る固定費の割合が高いことから、安定的な水道事業経営を図るためには、水需要の変動による影響を受けない基本料金により、固定費を適正に回収する必要がある。

現行料金は、給水収益に占める基本料金の割合が低く、今後、更なる水需要の減少が見込まれる状況では、固定費を適正に回収できなくなる恐れがあるため、基本料金への配分強化を図ることが望ましいと考える。

ただし、使用水量の小さい小口利用者については、基本料金の引き上げによる影響が非常に大きくなるため、急激な負担増とならないよう一定の配慮が必要である。

キ 従量料金について

現在、久御山町では逡増型従量料金を採用しているが、公益社団法人日本水道協会が策定した水道料金算定要領では、個別原価主義に基づき、1 m³当たりの単価を水使用の多寡に関わらず均一とする均一単価制による従量料金を原則としている。

逡増型従量料金については、水の供給力が不足していた時代に、大口使用者の水需要を抑制することを目的として、多くの水道事業体で採用されてきたものであり、現在のように水需要が減少していく時代には適していないと言えるが、一方で、逡増型従量料金にすることにより、生活用水の低廉化が図れているという側面もある。

したがって、今回の改定においては、住民等の小口使用者の負担軽減を考慮し、引き続き逡増型従量料金を採用することが妥当と考えるが、大口使用者への水道水の利用促進も考慮し、逡増度については緩和することが望ましいと考える。

ク 水道料金表

アからキの内容を踏まえ、改定後の水道料金表（案）は別表のとおりとする。

ケ 実施時期について

経営戦略においては令和2年度を実施時期としているが、久御山町水道事業の経営状況は、平成30年度決算において、事業開始以来初めてとなる累積欠損金を計上するなど、非常に逼迫した状態であり、また、実施時期が遅れるほど累積欠損金は拡大し、その解消に更なる料金改定が必要となるといった恐れがあることから、できる限り早期に実施することが望ましいと考える。

(2) 地下水利用専用水道対策について

他の水道事業体において、対象者から固定費に係る負担金を徴収する制度や、個別契約により一定の要件を満たした使用者に対して割引単価を適用する制度などの導入事例があるが、今回の料金改定において、基本料金への配分強化を図ることにより、固定費の適正な負担を求めるとともに、大口使用者の水道水の利用促進や、地下水利用への移行の抑制になることにも期待ができると考える。

現在の水道水併用の地下水利用専用水道の設置者に対しては、水道事業の経営についての理解、協力を求め、水道水の利用を促すよう、個別に交渉することなどの検討も必要であると考ええる。

(3) 基本料金減免制度について

現行の基本料金減免制度は、福祉的施策の要素が強く、受益者負担を原則とする公営企業において実施されることは適当でないと考ええる。

したがって、福祉部局との整理も含め、早急に見直しを行う必要があると考ええる。

(4) 開栓手数料について

受益者負担の公平性の観点から、開閉栓業務にかかる費用については、その受益者である開閉栓の申込者が負担すべきものであるため、現行のとおり当該申込者から手数料を徴収することは適当であると考ええる。

また、現行の手数料の水準では、その費用の全てを賄っていないため、手数料の拡大、増額改定についても検討し、適切な負担を求めることが妥当と考ええる。

2 附帯意見

(1) 使用者に向けた広報の充実

水道料金の値上げは、住民生活や町内企業の経済活動に直結し、大きな影響を及ぼすため、その経緯や必要性について、十分に使用者の理解が得られるよう、丁寧な説明に努められたい。

また、料金改定時だけでなく、水道事業の経営状況や水道料金の使途、その仕組みなどについて使用者の理解が深まるよう、定期的な広報の実施に努められたい。

(2) 定期的な経営状況の検証・見直し

今回の料金改定については、経営戦略に基づき実施するものであるが、大幅な料金改定となった一つの要因として、平成13年度の減額改定以降、長期間改定が実施されずに今日に至っていることが考えられる。

~~今後は、人口や給水量、京都府営水道の料金改定等、様々な経営環境の変化に対し、迅速に対応するため、経営戦略の見直しと併せて、3～5年毎に料金を含めた経営状況の検証及び見直しを実施する必要がある。~~

今後は、将来世代に負担を先送りすることのないよう、長期的な視点に立って事業運営を行うとともに、人口や給水量、京都府営水道の料金改定等、様々な経営環境の変化に対し迅速に対応するため、随時、料金を含めた経営状況の検証を行い、料金算定期間にかかわらず、必要に応じた見直しを実施する必要がある。

別表

水道料金表（1か月）

口径	基本料金	従量料金（使用水量 1 m ³ につき）				
		10 m ³ まで	11 m ³ から 20 m ³ まで	21 m ³ から 500 m ³ まで	501 m ³ から 3,000 m ³ まで	3,001 m ³ 以上
～20 mm	1,000 円	40 円	145 円	160 円	180 円	200 円
25 mm	1,500 円					
30 mm	3,000 円					
40 mm	12,000 円					
50 mm	25,000 円					
75 mm	60,000 円					
100 mm	110,000 円					
150 mm	250,000 円					
200 mm	500,000 円					

基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

久御山町水道事業検討委員会の検討経過

開催日		検討内容
第6回	平成31年4月26日	(1)水道事業の経営課題について (2)水道料金体系のあり方について
第7回	令和元年5月22日	(1)第6回会議の概要 (2)水道事業の経営課題について (3)水道料金体系のあり方について
第8回	令和元年7月2日	(1)第7回会議の概要 (2)料金改定(案)について
第9回	令和元年7月31日	(1)第8回会議の概要 (2)提言(案)について

久御山町水道事業検討委員会委員名簿

氏名	職名（団体名）
委員長 にしがき やすゆき 西垣 泰幸	龍谷大学 経済学部教授
職務代理 まつわか えりこ 松若 恵理子	日本公認会計士協会京滋会 公認会計士
かたおか きよつぐ 片岡 清嗣	元久御山町水道課長
みずの むつの 水野 睦乃	住民公募
たにぐち しゅういち 谷口 修一	久御山町商工会 事務局長
なかがわ ひろし 中川 浩	京都銀行 久御山町支店長

(敬称略)